

原爆の日の黙とう

今年、広島市と長崎市に原爆が投下されてから70年目に当たります。



原爆で亡くなられた方のご冥福を祈り、平和への誓いを新たにすするため、黙とうを願います。

日時

- 8月6日(木) 午前8時15分から
 - 8月9日(日) 午前11時2分から
- いずれも1分間
問合せ 市民課(内線700)

中学校卒業程度認定試験

病気など、やむを得ない理由で小・中学校に行けなかった方を対象に、国が行う試験です。合格者には高等学校への入学資格が与えられます。

対象 平成28年3月31日現在で、次のいずれかの条件を満たす方

自衛隊演習

島松演習場
日時 8月1日(出)～5日(水)
午前7時～午後8時(正午～午後1時を除く)
実施部隊 第7師団、第11旅団、第1特科団

問合せ 防災・庁舎建設課(内線652)

● 満15歳で、義務教育を猶予・免除されたか、日本国籍がない

● 満16歳以上

日程 10月28日(水)

* 申し込みは、8月24日～9月11日に、文部科学省へ書留で送付してください。

問合せ 市教委学校教育課(内線891)

児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童を養育している父や母、養育者に支給されます。



対象事由

- 父母が婚姻を解消した
- 父か母に重度の障がいがある
- 父か母の生死が不明
- 父か母から1年以上遺棄されている
- 父か母が配偶者からの暴力により裁判所から保護命令を受けた
- 父か母が1年以上拘禁されている
- 婚姻によらないで生まれた

* 次の場合は支給されません。

- 手当を受給する方とその家族に一定の所得がある
- 手当を受給する方や児童が受給できる公的年金などの額が、児童扶養手当の支給額を上回っている

支給額(月額) ● 児童1人目 9910円～4万2000円(8月1日現在)

● 児童2人目 5000円加算

● 児童3人目以降 11人につき3000円加算

* 支給は、児童が18歳に達した後の最初の3月分までです。

* 児童に一定の障がいがある場合は、届け出により20歳に達するまで支給されます。

◆ 現況届の提出

手当を受給している方は、毎年現況届の提出が必要です。8月上旬に送付します。必要事項を記入し、8月31日までに提出してください。提出しない場合は、8月以降の手当が支給されません。

◆ 公的年金などを受給できる方

公的年金などを受給できる方も、年金受給額が児童扶養手当支給額より少ない場合は、その差額が支給されるようになりました。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 児童家庭課(内線615)

きたひろサンパークに植樹しました



公益財団法人 似鳥文化財団のニトリ北海道応援基金の助成を受けて、ニオイヒバ80本、ニトリザクラ6本を植樹しました。
問合せ 都市整備課(内線751)

中退共の退職金制度

中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

特典 ● 掛け金の一部を国が助成します ● 掛け金は全額非課税で手数料は掛かりません ● 外部積み立て型で管理が簡単です ● パートタイマーも加入できます

問合せ 中小企業退職金共済事業本部(☎03-6907-1234)

相談

弁護士による消費生活相談

日時 8月20日(木) 午後3時～5時30分

* 電話での予約が必要です。相談時間は約30分間です。

会場・申込み 消費生活相談室(市役所第3庁舎3階・内線866)

巡回子どもの権利相談

日時 8月22日(土) 午前10時～午後4時30分

会場 団地児童センター(広葉交流センター内)

内容 友人・親子関係など、子どもの権利侵害に関すること

* 誰でも相談できます。

* 直接、会場に来てください。

問合せ 児童家庭課(内線899)

広告